

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主、従業員、取引先、地域の関係先等、当社を取り巻くステークホルダーの方々に対する社会的責任を果たし、企業価値の増大・最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本目標としております。そのために、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社グループの果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社グループにふさわしい経営体制の整備・構築を目指しております。

そして、これらの実効性を担保する仕組みがコーポレート・ガバナンスであると認識し、当社グループの成長過程に応じたコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組み、ゴーイングコンサーンとして価値ある成長を期して行きたいと考えております。

特に、当社グループではコンプライアンスはコーポレート・ガバナンスの中核をなすものと認識し、取締役・従業員の一人ひとりに対し、自覚と変化を促すための基本行動指針を定め、常日頃から「高潔な気持ちを持って仕事に当たる、それが企業人に求められる倫理観である。」と啓蒙するとともに、取締役会・執行役員会及びコンプライアンス委員会においてはコンプライアンス対応策の検討等を行い、コンプライアンスの徹底を図っております。

なお、平成22年3月より社外取締役を導入し、既に導入している社外監査役と併せて「経営の透明性と説明責任」を確保し、さらに「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を担保するために執行役員制度を採用し取締役会が執行役員の業務執行を監督することにより、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ヒロタ株式会社	890,100	8.87
電算システム従業員持株会	841,366	8.38
株式会社十六銀行	441,900	4.40
株式会社大垣共立銀行	424,900	4.23
宮地 正直	414,070	4.12
岐阜信用金庫	359,900	3.58
有限会社福田製作所	240,000	2.39
内木 一博	212,670	2.11
株式会社トーカイ	207,180	2.06
TIS株式会社	200,000	1.99

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

当社は、自己株式254,854株(2.54%)を保有しておりますが、順位においては上記大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
-------------	----------------

決算期	12月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

	500人以上1000人未満
--	---------------

直前事業年度末における(連結)従業員数	
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
盆子原 誠治	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
盆子原 誠治	○	昭和60年4月に富士通株式会社に入社。同社神奈川支社長、中部営業本部長等を経て、平成26年4月に同社西日本営業本部副本部長兼東海支社長に就任(現任)。平成26年3月当社社外取締役に就任(現任)。	当社が所属する情報産業界での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に有益な助言を頂戴できるものと認識し、選任しております。また一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと認められるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は平成20年3月26日の定時株主総会にて会社法上の大会社となりましたので、平成20年12月期より同法に基づく会計監査を受けております。会計監査人は監査委任着任後翌月の4月に監査役会に監査計画の説明を行うほか、期中の監査の状況報告及び期末の報告を定期的に行うこととしております。また必要な都度、監査委員は会計監査人と監査結果内容について協議を行っております。

監査役と内部監査人は、随時情報を共有し、連携しながら、本社や各事業部に対して各々の監査を効率的に行っております。具体的には、監査役は、取締役会の執行状況が法令を遵守しているかの観点から、内部監査人は、各事業部の業務が社内規程を遵守しているかの観点から、それぞれが各事業年度に先立って、監査計画書を作成し、計画書に基づく監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富坂 博	弁護士													
野田 勇司	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富坂 博	○	昭和45年4月に第一東京弁護士会へ入会し、弁護士登録。昭和48年6月に独立し、富坂法律事務所を開業し代表に就任(現任)。 平成19年3月当社非常勤監査役に就任(現任)。	弁護士としての職業的見地より、株主総会及び取締役会議議案並びに重要な報告事項にコンプライアンス違反がないか、またどのように対処するべきかを指摘・指導しております。その他法律の専門家として豊富な経験と見識を有し、経営全般における監視と提言を行っております。また一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと認められるため、独立役員として指定しております。
野田 勇司	○	昭和48年3月ピート・マーウィック・ミッシェル会計事務所(現KPMG税理士法人)入所。その後、監査法人丸の内会計事務所(現有限責任監査法人トーマツ)を経て、昭和56年10月野田公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任)。以後、株式会社ホロニックコンサルティング(現代表取締役社長)、監査法人A&Aパートナーズ(現パートナー)を設立。	長年、公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識より、当社の経営内容を適切に表記しているかを精査しております。また一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと認められるため、独立役員として指定しております。

平成19年3月当社非常勤監査役に就任
(現任)。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度は、株主総会で決議済みの取締役の報酬等の上限額の範囲内で、その職務執行の対価として、月額定額給与と当期の成果としての利益に対応する報酬を各取締役を支給するものであります。

ストックオプション制度は、当社が提供するビジネスを通じて取引先、社会に貢献し、当社の成長並びに市場での企業価値の向上を図るべく、常勤取締役・従業員一体となって共通の目的達成に努め、その結果が従業員にも還元される制度として導入しております。なお、当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年3月28日第40期定時株主総会終結時に在任する当社取締役、当社従業員並びに当社子会社株式会社システムアイシーの取締役に対し、新株予約権を発行するものであり、また、当社取締役に対する新株予約権付与は会社法第361条第1項第3号の規定に基づき、取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することを平成19年3月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

なお、当該ストックオプションの状況及び内容につきましては、有価証券報告書「第一部企業情報 第4提出会社の状況 1. 株式等の状況(9) ストックオプション制度の内容」をご覧ください。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特に記載事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成26年12月期の取締役に支払った報酬等の額は、169百万円でした。
上記報酬等の額には、平成26年3月26日付で退任した3名を含んでおります。
また取締役の報酬限度額は、平成15年3月24日開催の第36期定時株主総会において年額200百万円と決議されており、その範囲内で、経済環境、業界動向及び業績を勘案し、各取締役が担当する職務の質及び量に応じてその報酬額を取締役会で決めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役にかかる事務局は、総務部が担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、取締役会と監査役会の会社法における枠組みの中で、「経営に専念する人(取締役)」と「業務執行に専念する人(執行役員)」の役割分担を明確にするため、執行役員制度を導入しております。

取締役会の経営に係わる意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会には会社の重要な方針を決定する機能をもたせ、その決定に基づく迅速な業務執行を執行役員会が担当する体制であります。

a.取締役会

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名によって構成され、社外取締役の招聘により経営の独立性・透明性・公正性の強化を図っております。原則として3ヶ月に1回以上の開催としており、経営上の基本方針及び重要事項並びにその他法令及び定款に定められた事項を決議しております。また、監査役が取締役会に出席し経営に関する監視機能を果たしております。なお、取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期は1年であります。

b.執行役員会

執行役員会は、取締役を兼任している執行役員8名と雇用契約による執行役員7名で構成され、原則として毎月1回の開催と定めており、取締役会で決議された経営方針に基づき、業務執行に関する重要事項の決議を行い、迅速な業務執行の推進を図るとともに、必要に応じて取締役会に報告を行います。なお、執行役員は、取締役会により選任され、業務執行責任を明確にするため、任期は1年であります。

c.本部長会議

本部長会議は、会長・社長及び本部長(5名)で構成され、原則として四半期決算月の翌月以外を開催月とし、執行役員会開催日に開催することと定めており、執行役員会で決議された業務執行の方針に基づき、事業推進部門が具体的な業務執行に関する協議を行い、迅速な業務推進を図るとともに、必要に応じて執行役員会に報告を行います。

d.事業戦略会議

事業戦略会議は、執行役員15名と事業部長3名で構成され、原則として四半期決算月の翌月を開催月とし、執行役員会開催日に開催することと定めており、執行役員会で決議された業務執行の方針に基づき、事業推進部門が具体的な業務執行に関する協議を行い、迅速な業務推進を図るとともに、必要に応じて執行役員会に報告を行います。

e.監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成され、社外監査役は、経営管理体制の透明性と公平性を確保するため、弁護士及び公認会計士を選任し専門的視点からの監視機能の強化を図っております。

原則として3ヶ月に1回以上開催されております。監査役は取締役会に常時出席しており、取締役の職務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監視できる体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営執行の透明性の確保と経営の健全性を担保するため、社外取締役及び社外監査役を選任し、社外監査の視点を入れ、取締役の職務の執行を監督・監視する体制としております。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営の課題として継続検討を行ってまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を極力回避して設定する方針であります。(平成25年は3月26日に開催、平成26年は3月26日に開催、平成27年は3月25日に開催)
その他	ホームページへの招集通知及び決議通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各証券取引所主催のセミナーやイベント等に参加し、年3回程度、個人投資家向けの説明会を実施しております。社長自らのプレゼンテーションに加え、財務担当者、情報開示責任者も参加しており、迅速な質疑応答に努めております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に証券会社やIR支援会社の協力により、アナリスト・機関投資家向けに年2回、決算説明会を実施しております。また、個別説明会も随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR情報として適時開示資料に加え、有価証券報告書・事業報告書等を開示するほか、IRニュース・リリース等においてプレスリリースやIR関連資料も開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部業務担当部長: 渡邊 利恵	
その他	個人投資家向けサイトの開設や社内報INNOVATIONの定期配布	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場の尊重を規程するものとして、当社ホームページにおいて、当社の企業理念や役職員行動規範を開示し、経営者、役員及び社員は日々これを遵守しながら社会的責任を果たすべく行動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆さまへ適時・適切かつ公平な情報を提供し、透明性を確保する観点から、金融商品取引法等の各種法令等を遵守し、重要な会社情報等を迅速に公開するとともに当社を理解していただくために有効な情報についても積極的な開示に努めることとしております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムに関する基本的な考え方>

当社グループは、行動原理・原則において、「新しい価値の創造により、顧客に感動を、社員に夢を、株主に満足をもたらす経営」を目標とし、お客様、従業員、株主・投資家、取引先・事業パートナー、地域社会などのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことが、「当社の果たすべき使命と存在意義である」と宣言しております。また、企業価値の増大・最大化をコーポレート・ガバナンスの基本目標とし、経営執行の透明性の確保と経営の健全性を維持することが、「当社の果たすべき使命と存在意義」の実現につながるものと認識し、当社にふさわしい経営体制の整備・構築を目指しております。

さらに、運用上発見された要改善事項については随時是正するよう迅速な対応に当たるとともに、組織や、組織を取巻く環境の変化に対応して社内統制システム及び社内規程等の継続的な見直し・改善に努めております。

<内部統制システムの整備状況>

(1)取締役及び使用人(執行役員及び職員、以下同じ)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 法令遵守については、コンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンス規程、役員行動規範、業務等に関する内部情報管理規程を制定し、コンプライアンスの基本方針を定めております。
- b. 報告・相談方法についても規定し、取締役及び使用人の法令違反につき通報出来る体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングするようにしております。
- c. 役員規程において、取締役は、他の取締役の法令又は定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告することと規定し、相互牽制機能の実効性を担保しております。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 職務執行に係る情報の保存、管理について、文書管理規程等の社内規程を定め、情報の記録管理体制を整備しております。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業の推進に伴うリスクについては、執行役員会・本部長会議・事業戦略会議での審議・検討による意思決定、予算・実績比較によるコントロール、与信管理制度及び稟議制度の導入、内部監査、法令遵守通報制度、財務報告の信頼性確保に関する諸規程の導入などにより、継続的に監視しております。
- b. 情報漏洩、破壊、滅失及びプライバシー保護などのリスクについては、ISO/IEC27001の取得、プライバシーマークの取得に基づく技術的・物理的な管理システムの構築及び個人情報保護リスクマネジメント規程、情報セキュリティマネジメント規程、緊急事態対応手順規程を定め、適切かつ迅速に対応する体制整備を図っております。また、取締役及び使用人並びに当社内業務者のリスク関連規程、ガイドライン等の遵守状況を内外の第三者が点検、評価する体制を整備しております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効率的な職務執行のため、取締役会付議基準、決裁権限基準等により意思決定権限を明確化しております。
- b. 重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項は、迅速化・効率化を図るため、執行役員会にて十分協議したうえで取締役会に付議いたします。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 関係会社については、自律経営を原則としたうえで、関係会社管理規程を制定し、業務の適正を確保しております。
- b. 当社は、連結子会社との役員の兼任もしくは役員派遣を通じ、連結子会社の経営を監督しております。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役の求めに応じて、専任者ではありませんが、テーマに応じた適切な部署で使用人を配置いたします。
- b. 監査役が専任の使用人の配置を求めた場合は、使用人を配置いたします。
- c. 当該使用人の人事異動についても、監査役と意思疎通を図り、適正に対応しております。

(7)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- a. 取締役会、執行役員会、本部長会議及び事業戦略会議における業務執行の報告を受けるとともに、業務執行に関する重要な書類を監査役に回付しているほか、必要に応じて、取締役及び使用人が監査役への説明、報告を行っております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、代表取締役を含む取締役及び主要な使用人と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を行っております。
- b. 監査役会は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重するようにしております。
- c. 監査役は、その職務の適切な遂行を図るため、必要に応じて、外部の関係情報の収集及び社内外の関係者からの意見聴取を図っております。

(9)財務報告及び情報開示に係る内部統制の体制

- a. 金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備するため、基本方針書を作成し、子会社を含むグループ全体として全社的な内部統制並びに重要な業務プロセスの文書化と運用の徹底を図り、自己評価と独立部署による内部統制の評価を行い、期中に発見した要改善事項についての改善を実施しております。当該評価結果を根拠に経営者は「内部統制報告書」を作成し、また、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認を行うこととしております。
- b. 情報開示に関しては、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき社内規程を整備し、適時適切な開示を実施しております。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a. 当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切関係を持たないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程において、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力の事業活動への関与を防止する旨を定め、全社に徹底しております。
- b. 担当部署が、平時から警察、弁護士、地域企業と情報交換を行い緊密な関係を築き、非常時にはこれら関係先へ連絡・相談し、連携を取りながら速やかに適切な対応が出来る体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点において該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示(情報管理)について】

1. 適時開示体制の整備に向けた取り組み

当社は、投資家の投資判断に著しく影響を及ぼす当社グループの会社情報を適時、適切に開示することを基本姿勢とし、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。

また、社内管理体制として、業務執行を担う取締役は、役員行動規範にて取締役会、執行役員会、本部長会議、事業戦略会議等の機会を通じて事業の状況、経営環境に関する重要な情報を報告することと義務づけております。また、個々の役員員に対しても情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を周知徹底しております。

2. 情報管理に係る社内体制

当社は、情報取扱責任部門が当社グループの適時開示業務を担当しており、適時開示に係る社内情報伝達や管理体制の整備等を行っております。また、迅速かつ的確な情報伝達や社内規則の周知徹底等に努め、関係会社を含む当社グループの会社情報については、内部情報管理規程をはじめ機密保持、当該情報の社内外への漏洩防止、インサイダー取引防止等の社内規程を制定し、情報統制を図っております。

3. 情報開示体制

(1)決定事実に関する情報

情報取扱責任部門は、予め取締役会及び執行役員会の付議事項を入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を判断します。その上で、開示すべき事実があれば直ちに開示資料を作成し、取締役会の了承を得て開示手続きを行います。

(2)発生事実に関する情報

当社グループ内で該当事実が発生した場合、情報取扱責任部門へ直ちに報告することとしております。情報取扱責任部門は当該事実が 開示事項に該当するか否かを判断し、速やかに公表できる体制を整えております。

(3)決算に関する情報

決算開示資料(決算短信、四半期財務・業績の概況)は、取締役会の了承を得て決算日後45日以内(四半期は30日以内)に公表できる 体制を構築しております。

【添付資料：模式図】

